

第8号の2様式（第10条の2関係）

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日

個人情報ファイルの名称	保健衛生ファイル(感染症)
行政機関等の名称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康生きがい部（保健所） 予防対策課 担当 感染症対策係 電話番号 03 (3579) 2321
個人情報ファイルの利用目的	<p>感染症にり患した者の個人情報について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づき、都道府県知事は感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に関しては、患者による勤務先及び保険会社等への提出のため、保健所にて療養情報等を記載した書類を発行するため、利用し、保有している。</p>
記録項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名</li> <li>2 性別</li> <li>3 生年月日</li> <li>4 年齢</li> <li>5 国籍</li> <li>6 職業</li> <li>7 勤務地</li> <li>8 住所・電話番号</li> <li>9 所在地・電話番号</li> <li>10 メールアドレス</li> <li>11 医療保険種類</li> <li>12 旅券番号</li> <li>13 HER-SYSID</li> <li>14 保護者氏名</li> <li>15 保護者連絡先</li> <li>16 医療機関名</li> <li>17 医師名</li> <li>18 感染区分</li> <li>19 診断類型</li> <li>20 診断方法</li> <li>21 受付年月日</li> <li>22 検体採取日</li> </ol>

	23 結果判明日 24 報告年月日 25 発病年月日 26 初診年月日 27 診断年月日 28 感染したと推定される年月日 29 死亡年月日 30 症状 (病状) 31 推定される感染地域 32 推定される感染原因 33 推定される感染経路 34 濃厚接触者氏名 35 濃厚接触者連絡先 36 検査記録 37 ワクチン接種歴 38 検査結果情報 39 過去の新型コロナウイルス罹患歴 40 宿泊施設 41 その他まん延の防止及び医療のために必要と認める事項	
記 録 範 囲	新型コロナウイルス感染症に罹患した者 (10 年保存)	
記録情報の収集方法	収集の相手方： 診断医療機関及び感染症に罹患した者 収集の手段： 発生届 (紙及び電磁的記録)、本人からの聞き取りにより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む (上記記録項目の番号 30、36、38、39、41) <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> あり (経常的提供先 ) <input checked="" type="checkbox"/> なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<input type="checkbox"/> あり (他の法令の規定 ) <input checked="" type="checkbox"/> なし	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理)

	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	業務の名称	感染症予防に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約 140,000人
	その他	令和5年度終了。令和16年度廃棄予定。